

鹿児島県「核燃料税」の更新

鹿児島県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の鹿児島県「核燃料税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：54,150円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	1,904百万円（約1年1か月間）
非課税事項	—
徴税費用見込額	48千円
課税を行う期間	約1年1か月間（令和5年6月1日～令和6年7月3日）

- ・ 令和4年12月20日 鹿児島県議会にて条例案可決
- ・ 令和5年1月19日 総務大臣協議
- ・ 同年3月17日 総務大臣同意
- ・ 同年6月1日 条例施行（予定）